

小山市男女共同参画推進条例 平成16年6月30日 小山市条例第14号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策(第7条―第14条)

第2節 推進体制(第15条―第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)

第4章 小山市男女共同参画審議会(第20条)

第5章 雑則(第21条)

附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければなりません。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置づけていること等により、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

豊かな水と緑と大地に恵まれている小山市には、中世において、当時の寒川郡網戸郷の地頭職に任命された女性、寒川尼の活躍した史実があります。今日、小山市では、性差にとらわれずにあらゆる分野の男女共同参画を目的とした「小山市男女共同参画プラン」を作成するとともに、「みんなで築こう参画社会」をスローガンに、県内初の「男女共同参画都市」の宣言(平成13年6月30日)を行い、男女が共に生き、心豊かで幸せに暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

しかしながら、男女の役割として固定的にとらえる意識や慣行、セクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力等の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されています。さらに少子高齢化、経済構造の変革、情報化の進展、価値観の多様化等新たな社会のシステムづくりが求められています。

このような状況から、男女がそれぞれ個人としての互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが家庭、職場、学校、地域等社会のあらゆる分野において対等に参画し、共に責任を担い、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要です。

ここに私たちは、市、市民及び事業者の協働により、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、夢と誇りをもって小山市を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定します。

◇第1章 総則◇

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念及び男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与え、相手の尊厳を傷つけ又は不利益を与える行為をいう。

(4)ドメスティック・バイオレンス 夫婦又は恋人等親密な関係にある人からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。

(5)市民 市内に居住し、又は市内に通勤・通学し、若しくは市内に滞在するすべての個人をいう。

(6)事業者 市内において、事業所等を有する又は事業を行う個人、法人(国及び地方公共団体を除く。)及びその他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1)男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2)性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮されること。

(3)市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4)家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に子育て、介護、その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、責任も分かち合うことができること。

(5)男女が、互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重される良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6)国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、他の市町村、県及び国等と連携し、率先して取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画・調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動、家庭生活及びその他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、男女の差別的な取扱いをすることなく能力を発揮するための機会を確保し、個人としての能力を適正に評価するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、その事業活動における男女共同参画の取組みについて市長の求めがあった場合は、その状況報告等について協力するよう努めるものとする。

◇第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等◇

第1節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本的な計画を策定又は変更するときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、小山市男女共同参画審議会(第16条及び第20条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本的な計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、各種施策を策定又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に関し配慮しなければならない。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長させるような表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者が理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うときは、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第10条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる教育の分野において男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる教育にかかわる者は、男女共同参画の理念について理解し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(農業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農業及び家族経営的な商工業等の分野において男女が個人として能力を十分に発揮し、正當に評価され、並びに對等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、啓発活動その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、当該機会の格差の改善に努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 推進体制

(小山市男女共同参画推進員)

第15条 市は、市民の協力を得て男女共同参画社会実現の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う小山市男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員の定数は、50人とする。

3 推進員は、市内に居住する者であつて、公募に応じたもの及びその他のものの中から市長が委嘱する。

4 推進員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員は、再任されることができない。ただし、前項ただし書により委嘱された推進員は、1期(2年)に限り再任されることができる。

6 市は、推進員の活動を支援するものとする。

(市の施策に対する意見、苦情等への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの意見、苦情等の申出があつた場合は、当該申出に適切に対応するものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があつた場合において、特に必要があると認めるときは審議会の意見を聞くことができる。

(相談等への対応)

第17条 市は、男女共同参画の推進を阻害する行為について、市民又は事業者からの相談等に適切に対応するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 市は、前項の相談等があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

◇第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限◇

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 市・市民・事業者は、直接的、間接的を問わず、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 市・市民・事業者は、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間の人権を侵害する行為等、相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 市・市民・事業者は、公衆に表示する情報において当該情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長させる表現又は不必要な性的表現を行わないように努めなければならない。

◇第4章 小山市男女共同参画審議会◇

(審議会)

第20条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため審議会を設置する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する必要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、15人以内の委員で構成する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員総数の10分の4未満としないものとする。

4 審議会の委員は、学識経験を有する者、公募に応じた者及びその他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

◇第5章 雑則◇

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。